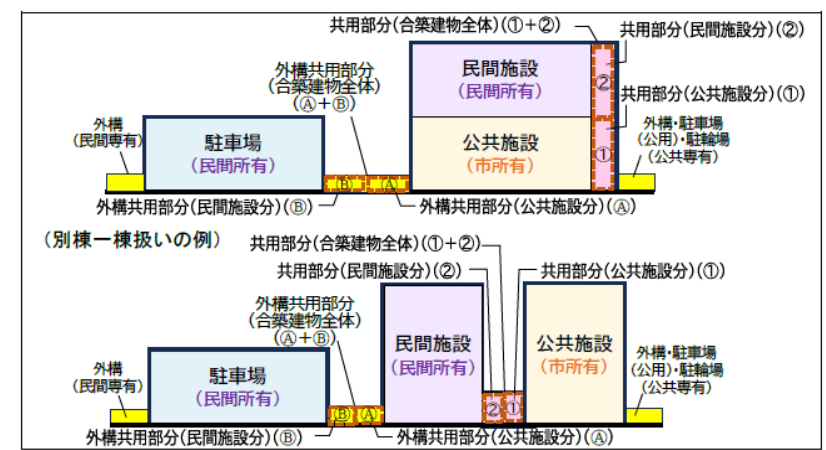


No	頁	章	節	1.	(1)	1)	ア	実施方針(修正版)(2024年2月1日公表)	頁	章	節	(1)	1)	ア	募集要項(2024年4月1日公表)
1	1	第1章	第1節	3.			ア	町田市(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業(以下「本事業」という。)を対象とする施設は、以下の(1)及び(2)に掲げるものとする。なお、(1)は新設、(2)は解体・撤去する。	2	第2章	第4節				本事業で対象とする施設は、以下の(1)及び(2)に掲げるものとする。(1)は新設、(2)は解体・撤去する。(1)の新設する施設における施設構成を図1に示す。 なお、本事業の事業用地は分筆しないこととし、公共施設と民間施設は合築とする。
2	1	第1章	第1節	3.				(記載なし)	3	第2章	第4節				図1 本事業対象施設の施設構成 
3	1	第1章	第1節	3.	(1)	1)	ア	ア公共施設 i)教育センター ii)子ども発達センター iii)子ども家庭支援センター iv)保健センター v)休日・準夜急患こどもクリニック vi)サポートセンターまちだ vii)木曽地区協議会 viii)東京都立児童相談所(以下「児童相談所」という。)	2	第2章	第4節	(1)	1)	ア	ア公共施設 i)教育センター ii)子ども発達センター iii)子ども家庭支援センター iv)保健センター v)休日・準夜急患こどもクリニック vi)市機能一体利用エリア vii)サポートセンターまちだ viii)木曽地区協議会 ix)東京都立児童相談所(以下「児童相談所」という。) x)公共施設内の共用部(※1) ※1公共施設として市が専有する部分における共用部。 xi)共用部分の公共施設分(※2) ※2公共施設と民間施設の合築建物(以下「合築建物」という。)の共用部分(以下「共用部分(合築建物全体)」という。)のうち、公共施設と民間施設の専有面積按分に基づいて算出した、公共施設分の共用部分(以下「共用部分(公共施設分)」という。)
4	1	第1章	第1節	3.	(1)	1)	イ	イ外構	3	第2章	第4節	(1)	1)	イ	イ外構(外構共有部分の公共施設分(※3)を含む) ※3合築建物に付随する外構(本施設の外構のうち、公共専有の外構及び民間専有の外構を除く部分)(以下「外構共用部分(合築建物全体)」という。)のうち、公共施設と民間施設の専有面積按分に基づいて算出した、外構共用部分の公共施設分(以下「外構共用部分(公共施設分)」という。)
5	1	第1章	第1節	3.	(1)	2)	ア	ア民間施設	3	第2章	第4節	(1)	2)	ア	ア民間施設 i)提案施設 ii)居場所(民間収益事業の必須事業) iii)民間施設内の共用部(※4) ※4民間施設として事業者が専有する部分における共用部。 iv)共用部分の民間施設分(※5) ※5合築建物の共用部分のうち、公共施設と民間施設の専有面積按分に基づいて算出した、共用部分の民間施設分(以下「共用部分(民間施設分)」という。)
6	1	第1章	第1節	3.	(1)	2)	イ	イ外構	3	第2章	第4節	(1)	2)	イ	イ外構(外構共有部分の民間施設分(※6)を含む) ※6外構共用部分(合築建物全体)のうち、公共施設と民間施設の専有面積按分に基づいて算出した、外構共用部分の民間施設分(以下「外構共用部分(民間施設分)」という。)
7	1	第1章	第1節	3.	(1)	2)	ウ	ウ駐車場	3	第2章	第4節	(1)	2)	ウ	ウ駐車場(民間収益事業の必須事業)

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	ア	実施方針(修正版)(2024年2月1日公表)	頁	章	節	(1)	1)	ア	募集要項(2024年4月1日公表)
8	2	第1章	第1節	4.				4.本事業の目的 (前略)さらに、 <u>新たな都立児童相談所が町田市に設置されるという東京都の素案を受け、市としては、本施設への設置を積極的に働きかけている。本施設の各機能と児童相談所との連携を深め、市の子ども・子育て施策のさらなる推進を図る。(後略)</u>	4	第2章	第5節				第5節本事業の目的 (前略)さらに、 <u>新たな都立児童相談所について、本施設に複合化されることが東京都により決定している。市としても、子ども家庭支援センターと保健センターを一体的に運営し、改正児童福祉法で求められる「子ども家庭センター」機能を本施設において提供する。この子ども家庭センターを中心とした本施設の各機能と、児童相談所との連携を深め、市の子ども・子育て施策のさらなる推進を図る。(後略)</u>
9	4	第1章	第1節	6.	(1)			表1-1本事業の事業構成 【本事業の事業構成】 既存教育センター【解体・撤去】 本施設【新設】 公共施設等 公共施設 教育センター 子ども発達センター 子ども家庭支援センター 保健センター 休日・準夜急患こどもクリニック サポートセンターまちだ 木曽地区協議会 児童相談所 外構 駐車場(公用) 駐輪場 民間施設等 民間施設 外構 駐車場 本事業(BTO方式) 民間収益事業 本事業	6	第2章	第7節				表1本事業の事業構成 既存教育センター【解体・撤去】 本施設【新設】 公共施設等 公共施設 教育センター 子ども発達センター 子ども家庭支援センター 保健センター 休日・準夜急患こどもクリニック <u>市機能一体利用エリア</u> サポートセンターまちだ 木曽地区協議会 児童相談所 <u>公共施設内の共用部</u> <u>共用部分(公共施設分)</u> 外構(外構共用部分(公共施設分)を含む) 駐車場(公用) 駐輪場 民間施設等 民間施設 <u>提案施設</u> <u>居場所(必須事業)</u> <u>民間施設内の共用部</u> <u>共用部分(民間施設分)</u> 外構(外構共用部分(民間施設分)を含む) 駐車場(必須事業) 本事業(BTO方式) 民間収益事業 本事業
10	4	第1章	第1節	6.	(1)			図1-1本事業の概念図 	6	第2章	第7節				図2本事業の概念図

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	ア	実施方針(修正版)(2024年2月1日公表)	頁	章	節	(1)	1)	ア	募集要項(2024年4月1日公表)
11	5	第1章	第1節	6.	(2)			(2)事業期間 (前略)民間施設等に係る賃貸借期間は、公正証書締結日から事業者の提案による日まで(50年未満)とし、民間施設等の建設工事期間を含むものとする。(後略)	7	第2章	第8節				第8節事業期間 (前略)民間施設等に係る賃貸借期間は、公正証書による事業用定期借地権設定契約締結日から事業者の提案による日まで(50年未満)とする。ただし、本事業(BTO方式)の事業期間終了時点(2044年3月末日)までを下限とする。なお、民間収益事業における事業終了後の措置として、民間施設等を解体・撤去する場合は、解体・撤去工事期間を含むものとする。公正証書による事業用定期借地権設定契約締結日は、民間施設等の建設工事着手日以前とする。 また、公正証書による事業用定期借地権設定契約締結日から民間施設等の工事完了日までは土地の借地料は発生しないものとする。(後略)
12	5	第1章	第1節	7.	(1)			iv)本事業に伴う各種申請等の業務	8	第2章	第9節	(1)			iv)本事業(BTO方式)に伴う各種申請等の業務
13	6	第1章	第1節	7.	(3)			vi)修繕業務(大規模修繕は除く)	8	第2章	第9節	(3)			vi)修繕業務(大規模修繕は除く(※1)) ※1「大規模修繕」は、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕(「建築物修繕措置判定手法((旧)建設大臣官房官庁営繕部監修)」(平成5年版)の記述に準ずる。)とする。
14	6	第1章	第1節	7.	(4)			ii)子育て世代の居場所の提供・運營業務(※1) ※1「子育て世代の居場所の提供・運營業務」とは、子育て世代の市民が気軽に立ち寄り、交流しながら安心して時間を過ごせるようなスペースを提供し、子育てに関する簡易な相談の対応及び情報の提供を行う業務である。	8	第2章	第9節	(4)			ii)子育て世代の居場所の提供・運營業務(※1) ※1「子育て世代の居場所の提供・運營業務」とは、子育て世代の市民(特に妊婦や乳幼児期の子どもを連れた市民)が気軽に立ち寄り、交流しながら安心して時間を過ごせるようなスペースを提供し、子育てに関する簡易な相談の対応及び情報の提供を行う業務である。
15	6	第1章	第1節	7.	(4)			iii)施設貸出業務(※2) ※2「施設貸出業務」とは、公共施設内の多目的ホール、会議室(特大・大)における施設貸出を行う業務である。	8	第2章	第9節	(4)			iii)施設貸出業務(※2) ※2「施設貸出業務」とは、公共施設内の多目的ホール、会議室(特大・大)の貸出手続きを行う業務である。
16	5	第1章	第1節	6.	(3)	1)		1)公共施設等 本事業(BTO方式)の事業期間の終了後に、事業者は、要求水準書等に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。	9	第2章	第10節	(1)			(1)公共施設等 本事業(BTO方式)の事業期間の終了時、事業者は、要求水準書等に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。 また、事業者は、警備や清掃等の引き継ぎを完了の上、公共施設等から速やかに退去するものとする。 この場合、事業者は、事業期間終了後に市が公共施設等について継続的に維持管理業務を行うことができるように、事業期間終了日の約2年前から公共施設等の維持管理業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと(事業期間終了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。)
17	5	第1章	第1節	6.	(3)	2)		2)民間施設等 民間施設等における賃貸借期間終了後の措置は、事業者の提案とする。ただし、市の追加負担が生じないことを前提とし、民間施設等の取扱いについては、賃貸借期間終了日の2年前までに市と協議を行うこと。	9	第2章	第10節	(2)			(2)民間施設等 民間施設等における賃貸借期間終了後の措置は、事業者の提案とする。ただし、市の追加負担が生じないことを前提とし、民間施設等の取扱いについては、賃貸借期間終了日の2年前までに市と協議を行うこと。(賃貸借期間終了以外の事由による事業終了時の対応については、事業用定期借地権設定契約書において示す。)

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	ア	実施方針(修正版)(2024年2月1日公表)	頁	章	節	(1)	1)	ア	募集要項(2024年4月1日公表)
18	7	第1章	第1節	8.	(3)			(3)提案施設 事業者は、必須事業とは別に、地域の利便性や教育に対する付加価値の創出に資する機能を有する提案施設を整備し、運営すること。	10	第2章	第11節	(2)			(2)提案施設 事業者は、必須事業とは別に、地域の利便性や教育に対する付加価値の創出に資する機能を有する提案施設を整備し、運営すること。ただし、次の用途として使用することができないものとする。 i)風俗営業又はそれに類する用途、犯罪に関わる又は助長する用途、公序良俗に反する用途及びその他周辺環境の品位や価値を損なう用途 ii)騒音・振動・塵埃・視覚的不快感・悪臭・電磁波・危険物等が発生又は使用する等周囲に迷惑を及ぼすような用途 iii)政治的用途・宗教的用途 iv)以下の団体等による利用 a.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条に規定する団体又はその構成員等の統制下にある団体。 b.法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力。 c.無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体。
19	7	第1章	第1節	9.	(2)			(2)民間収益事業による収入及び負担 民間収益事業による売上等は、事業者の収入とすることができる。(後略)	10	第2章	第12節	(1)			(1)収入 民間収益事業による売上等は、事業者の収入とする。 また、事業者は、駐車場利用者から利用料金を徴収することができるものとし、その利用料金は事業者の収入とする。ただし、公共施設利用者の利用料金は一定時間分を無料とし、その無料処理に係る詳細は、事業者の提案を踏まえ、別途市と協議の上決定する。
20	8	第1章	第1節	9.	(2)			iii)賃貸借期間:事業者の提案によるもの(50年未満)とし、民間施設等の建設工事期間を含むものとする。(後略)	11	第2章	第12節	(2)			iii)賃貸借期間:公正証書による事業用定期借地権設定契約締結日から事業者の提案による日まで(50年未満)とする。ただし、本事業(BTO方式)の事業期間終了時点(2044年3月末日)までを下限とする。なお、民間施設等における事業終了後の措置として、民間施設等を解体・撤去する場合は、解体・撤去工事期間を含むものとする。 公正証書による事業用定期借地権設定契約締結日は、民間施設等の建設工事着手日以前とする。また、公正証書による事業用定期借地権設定契約締結日(民間施設等の建設工事着手日)から民間施設等の工事完了日までは土地の借地料は発生しないものとする。(後略)
21	8	第1章	第1節	9.	(2)			v)借地料の支払い方法:借地料の支払いは、土地引渡し時点から行うものとし、それ以降は、毎年4月に市が定める方法により当該年度分の借地料を支払うものとする。	11	第2章	第12節	(2)			v)借地料の支払い方法:借地料の支払いは、民間施設等の工事完了日から行うものとし、それ以降は、毎年4月に市が定める方法により当該年度分の借地料を支払うものとする。

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	ア	実施方針(修正版)(2024年2月1日公表)	頁	章	節	(1)	1)	ア	募集要項(2024年4月1日公表)
22	8	第1章	第1節	9.	(2)			(記載なし)	11, 12	第2章	第12節	(2)			<p>vii)貸付対象面積:貸付対象面積は、民間が専有する建物の土地及び民間が専有する外構の面積(図3に示す①)並びに合築建物の土地及び付随する外構の一部(図3に示す②)とする。なお、合築建物の土地及び付随する外構における定期借地権は、市と事業者の準共有とする。この定期借地権の準共有持分割合は、合築建物における公共施設と民間施設の専有面積按分に基づいて算定した割合により定める。</p> <p>図3貸付対象面積</p>
23	8	第1章	第1節	10.				10.光熱水費、通信費等の負担 本事業において、公共施設等に係る光熱水費及び通信費等は、全て市が負担する。民間施設等に係る光熱水費及び通信費等は、全て事業者が負担する。	13	第2章	第16節				第16節光熱水費、通信費等の負担 本事業において、公共施設等に係る光熱水費及び通信費等は、全て市が負担する。民間施設等に係る光熱水費及び通信費等は、全て事業者が負担する。共用部分(合築建物全体)に係る光熱水費及び通信費等は、合築建物における公共施設と民間施設の専有面積に基づいて算出した按分割合に応じて、市と事業者がそれぞれ負担する。
24	15	第2章	第3節	1.	(4)			(4)グループの構成員は、他のグループの構成員になることはできない。また、グループの構成員と資本関係及び人的関係にある者は、他のグループの構成員として参加することはできない。なお、資本関係及び人的関係にある者とは、以下の基準に該当する者をいう。	15	第3章	第1節	(5)			(5)応募者の構成企業及び協力企業は、他の応募者の構成企業及び協力企業になることはできない。また、応募者の構成企業及び協力企業と資本関係及び人的関係にある者は、他の応募者の構成企業又は協力企業として参加することはできない。なお、資本関係及び人的関係にある者とは、以下の基準に該当する者をいう。
25	18	第2章	第3節	2.	(6)			(6)民間収益事業を行う者 次に掲げる要件を満たすこと。 i)参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があること。 ii)事業提案内容と同等の各業務実績を有すること。	18	第3章	第2節	(6)			(6)民間収益事業を行う者 次に掲げる要件を満たすこと。 i)事業提案内容と同等の各業務実績を有していること。
26	20	第2章	第3節	4.				4.SPCの設立等 (前略)また、応募者の構成員はSPCに出資することとする。構成員のうち代表企業の出資率は、出資者中最大となるようにすることとし、構成員の出資比率の合計は、全体の50%を超えることとする。(後略)	19	第3章	第4節				第4節SPCの設立等 (前略)また、応募者の構成企業はSPCに出資することとする。構成企業のうち代表企業の出資率は、本事業(BTO方式)の全事業期間を通じて、出資者中最大となるようにすることとし、構成企業の出資比率の合計は、全体の50%を超えることとする。(後略)

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	ア	実施方針(修正版)(2024年2月1日公表)	頁	章	節	(1)	1)	ア	募集要項(2024年4月1日公表)																																																																															
27	20	第2章	第3節	5.				5.参加資格要件の確認基準日 (前略)ただし、参加資格を確認後、優先交渉権者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、応募者が参加資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないことがある。	20	第3章	第5節				第5節参加資格要件の確認基準日 (前略)参加資格要件の確認基準日から事業契約締結日までの間に、応募者の代表企業、構成企業、協力企業のいずれかが参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として当該応募者は参加資格を喪失するものとする。ただし、参加資格確認基準日から提案書提出までの間に、構成企業又は協力企業が参加資格要件を喪失した場合においては、次の場合に限り、提案書の受付を認める。なお、この項目でいう「構成企業」とは、代表企業を除いた構成企業を指す。 ①応募者が、参加資格要件を欠いた構成企業又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成企業又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が参加資格等を確認し、これを認めたとき。 ②構成企業は協力企業が複数である応募者の場合で、参加資格要件を欠いた構成企業又は協力企業を除く構成企業及び協力企業ですべての参加資格等を満たすことを市が認めたとき。 また、提案書提出から事業契約締結日までの間に、代表企業、構成企業、協力企業のいずれかが参加資格要件を喪失した場合においては、原則として、当該応募者は失格となる。このとき、優先交渉権者となった応募者が失格となった場合は、次点候補者を繰り上げる。(後略)																																																																															
28	10	第2章	第2節	1.				<table border="1"> <thead> <tr> <th>日 程</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2024年4月上旬</td><td>募集要項等の公表</td></tr> <tr><td>2024年4月中旬</td><td>募集要項等に関する現地説明会・既存施設見学会の開催</td></tr> <tr><td>2024年4月下旬</td><td>募集要項等に関する第1回質問及び個別対話参加申込みの受付締切</td></tr> <tr><td>2024年5月中旬</td><td>募集要項等に関する第1回個別対話</td></tr> <tr><td>2024年5月下旬</td><td>募集要項等に関する第1回質問回答の公表</td></tr> <tr><td>2024年6月上旬</td><td>募集要項等に関する個別対話結果の公表</td></tr> <tr><td>2024年6月中旬</td><td>募集要項等に関する第2回質問受付締切</td></tr> <tr><td>2024年7月上旬</td><td>募集要項等に関する第2回質問回答の公表</td></tr> <tr><td>2024年7月上旬</td><td>参加表明書及び資格審査書類の受付締切</td></tr> <tr><td>2024年7月中旬</td><td>募集要項等に関する第2回個別対話参加申込みの受付締切</td></tr> <tr><td>2024年7月下旬</td><td>募集要項等に関する第2回個別対話</td></tr> <tr><td>2024年8月中旬</td><td>募集要項等に関する第2回個別対話結果の公表</td></tr> <tr><td>2024年9月下旬</td><td>事業提案書の受付締切</td></tr> <tr><td>2024年11月中旬</td><td>事業提案書のプレゼンテーション審査</td></tr> <tr><td>2024年11月下旬</td><td>優先交渉権者、次点候補者の決定及び公表</td></tr> <tr><td>2024年12月下旬</td><td>基本協定の締結</td></tr> <tr><td>2025年1月頃</td><td>仮事業契約の締結、民間収益事業に係る基本協定の締結</td></tr> <tr><td>2025年3月頃</td><td>本契約の締結(市議会の議決)</td></tr> <tr><td>事業者の提案による</td><td>事業用定期借地権設定契約の締結</td></tr> </tbody> </table>	日 程	内 容	2024年4月上旬	募集要項等の公表	2024年4月中旬	募集要項等に関する現地説明会・既存施設見学会の開催	2024年4月下旬	募集要項等に関する第1回質問及び個別対話参加申込みの受付締切	2024年5月中旬	募集要項等に関する第1回個別対話	2024年5月下旬	募集要項等に関する第1回質問回答の公表	2024年6月上旬	募集要項等に関する個別対話結果の公表	2024年6月中旬	募集要項等に関する第2回質問受付締切	2024年7月上旬	募集要項等に関する第2回質問回答の公表	2024年7月上旬	参加表明書及び資格審査書類の受付締切	2024年7月中旬	募集要項等に関する第2回個別対話参加申込みの受付締切	2024年7月下旬	募集要項等に関する第2回個別対話	2024年8月中旬	募集要項等に関する第2回個別対話結果の公表	2024年9月下旬	事業提案書の受付締切	2024年11月中旬	事業提案書のプレゼンテーション審査	2024年11月下旬	優先交渉権者、次点候補者の決定及び公表	2024年12月下旬	基本協定の締結	2025年1月頃	仮事業契約の締結、民間収益事業に係る基本協定の締結	2025年3月頃	本契約の締結(市議会の議決)	事業者の提案による	事業用定期借地権設定契約の締結	22	第4章				<table border="1"> <thead> <tr> <th>日 程</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2024年4月1日(月)</td><td>募集要項等の公表</td></tr> <tr><td>2024年4月16日(火)</td><td>既存施設見学会の開催</td></tr> <tr><td>2024年4月23日(火)</td><td>募集要項等に関する第1回質問及び個別対話参加申込みの受付締切</td></tr> <tr><td>2024年5月中旬</td><td>募集要項等に関する第1回質問回答の公表</td></tr> <tr><td>2024年5月22日(水)・5月23日(木)</td><td>募集要項等に関する第1回個別対話</td></tr> <tr><td>2024年6月上旬</td><td>募集要項等に関する第1回個別対話結果の公表</td></tr> <tr><td>2024年6月18日(火)</td><td>募集要項等に関する第2回質問受付締切</td></tr> <tr><td>2024年7月上旬</td><td>募集要項等に関する第2回質問回答の公表</td></tr> <tr><td>2024年7月10日(水)</td><td>参加表明書及び資格審査書類の受付締切</td></tr> <tr><td>2024年7月18日(木)</td><td>募集要項等に関する第2回個別対話参加申込みの受付締切</td></tr> <tr><td>2024年8月6日(火)・8月7日(水)</td><td>募集要項等に関する第2回個別対話</td></tr> <tr><td>2024年8月下旬</td><td>募集要項等に関する第2回個別対話結果の公表</td></tr> <tr><td>2024年9月27日(金)</td><td>事業提案書の受付締切</td></tr> <tr><td>2024年11月中旬</td><td>事業提案書のプレゼンテーション審査</td></tr> <tr><td>2024年11月下旬</td><td>優先交渉権者、次点候補者の決定及び公表</td></tr> <tr><td>2024年12月下旬</td><td>基本協定の締結</td></tr> <tr><td>2025年1月中旬頃</td><td>民間収益事業に係る基本協定の締結、仮事業契約の締結</td></tr> <tr><td>2025年3月頃</td><td>本契約の締結(市議会の議決)</td></tr> <tr><td>事業者の提案による</td><td>事業用定期借地権設定契約の締結</td></tr> </tbody> </table>	日 程	内 容	2024年4月1日(月)	募集要項等の公表	2024年4月16日(火)	既存施設見学会の開催	2024年4月23日(火)	募集要項等に関する第1回質問及び個別対話参加申込みの受付締切	2024年5月中旬	募集要項等に関する第1回質問回答の公表	2024年5月22日(水)・5月23日(木)	募集要項等に関する第1回個別対話	2024年6月上旬	募集要項等に関する第1回個別対話結果の公表	2024年6月18日(火)	募集要項等に関する第2回質問受付締切	2024年7月上旬	募集要項等に関する第2回質問回答の公表	2024年7月10日(水)	参加表明書及び資格審査書類の受付締切	2024年7月18日(木)	募集要項等に関する第2回個別対話参加申込みの受付締切	2024年8月6日(火)・8月7日(水)	募集要項等に関する第2回個別対話	2024年8月下旬	募集要項等に関する第2回個別対話結果の公表	2024年9月27日(金)	事業提案書の受付締切	2024年11月中旬	事業提案書のプレゼンテーション審査	2024年11月下旬	優先交渉権者、次点候補者の決定及び公表	2024年12月下旬	基本協定の締結	2025年1月中旬頃	民間収益事業に係る基本協定の締結、仮事業契約の締結	2025年3月頃	本契約の締結(市議会の議決)	事業者の提案による	事業用定期借地権設定契約の締結
日 程	内 容																																																																																													
2024年4月上旬	募集要項等の公表																																																																																													
2024年4月中旬	募集要項等に関する現地説明会・既存施設見学会の開催																																																																																													
2024年4月下旬	募集要項等に関する第1回質問及び個別対話参加申込みの受付締切																																																																																													
2024年5月中旬	募集要項等に関する第1回個別対話																																																																																													
2024年5月下旬	募集要項等に関する第1回質問回答の公表																																																																																													
2024年6月上旬	募集要項等に関する個別対話結果の公表																																																																																													
2024年6月中旬	募集要項等に関する第2回質問受付締切																																																																																													
2024年7月上旬	募集要項等に関する第2回質問回答の公表																																																																																													
2024年7月上旬	参加表明書及び資格審査書類の受付締切																																																																																													
2024年7月中旬	募集要項等に関する第2回個別対話参加申込みの受付締切																																																																																													
2024年7月下旬	募集要項等に関する第2回個別対話																																																																																													
2024年8月中旬	募集要項等に関する第2回個別対話結果の公表																																																																																													
2024年9月下旬	事業提案書の受付締切																																																																																													
2024年11月中旬	事業提案書のプレゼンテーション審査																																																																																													
2024年11月下旬	優先交渉権者、次点候補者の決定及び公表																																																																																													
2024年12月下旬	基本協定の締結																																																																																													
2025年1月頃	仮事業契約の締結、民間収益事業に係る基本協定の締結																																																																																													
2025年3月頃	本契約の締結(市議会の議決)																																																																																													
事業者の提案による	事業用定期借地権設定契約の締結																																																																																													
日 程	内 容																																																																																													
2024年4月1日(月)	募集要項等の公表																																																																																													
2024年4月16日(火)	既存施設見学会の開催																																																																																													
2024年4月23日(火)	募集要項等に関する第1回質問及び個別対話参加申込みの受付締切																																																																																													
2024年5月中旬	募集要項等に関する第1回質問回答の公表																																																																																													
2024年5月22日(水)・5月23日(木)	募集要項等に関する第1回個別対話																																																																																													
2024年6月上旬	募集要項等に関する第1回個別対話結果の公表																																																																																													
2024年6月18日(火)	募集要項等に関する第2回質問受付締切																																																																																													
2024年7月上旬	募集要項等に関する第2回質問回答の公表																																																																																													
2024年7月10日(水)	参加表明書及び資格審査書類の受付締切																																																																																													
2024年7月18日(木)	募集要項等に関する第2回個別対話参加申込みの受付締切																																																																																													
2024年8月6日(火)・8月7日(水)	募集要項等に関する第2回個別対話																																																																																													
2024年8月下旬	募集要項等に関する第2回個別対話結果の公表																																																																																													
2024年9月27日(金)	事業提案書の受付締切																																																																																													
2024年11月中旬	事業提案書のプレゼンテーション審査																																																																																													
2024年11月下旬	優先交渉権者、次点候補者の決定及び公表																																																																																													
2024年12月下旬	基本協定の締結																																																																																													
2025年1月中旬頃	民間収益事業に係る基本協定の締結、仮事業契約の締結																																																																																													
2025年3月頃	本契約の締結(市議会の議決)																																																																																													
事業者の提案による	事業用定期借地権設定契約の締結																																																																																													
29	13	第2章	第2節	2.	(10)			(10)募集要項等に関する現地説明会・既存施設見学会の開催 (前略)また、市は、本事業への参加を予定している者に対し、 <u>現地説明会及び既存施設見学会を実施する。</u> (後略)	23	第5章	第2節	(1)			(1)既存施設見学会の開催 既存施設見学会を以下のとおり開催する。また、希望者には併せて、 <u>既存教育センター解体に向けた確認の時間を設ける。</u> (後略)																																																																															
30	14	第2章	第2節	2.	(13)			(13)参加表明書及び資格審査書類の受付 本事業への参加表明書及び資格審査書類を2024年7月上旬に受け付ける。資格審査の結果は、 <u>応募者に通知する。</u>	25	第5章	第2節	(8)			(8)資格審査結果の通知 資格審査結果は、 <u>応募者の代表企業に対して、2024年7月下旬までに書面により通知する。</u> なお、参加資格を有する応募者に受付番号(記号)を通知する。																																																																															
31	14	第2章	第2節	2.	(12)			(12)募集要項等に関する個別対話 募集要項等に関する第1回個別対話を2024年5月中旬頃、第2回個別対話を2024年7月下旬頃に実施予定である。(後略)	25	第5章	第2節	(9)			(9)募集要項等に関する第2回個別対話 (前略) ①開催日時: <u>2024年8月6日(火)・8月7日(水)</u> (後略)																																																																															

No	頁	章	節	1.	(1)	1)	ア	実施方針(修正版)(2024年2月1日公表)	頁	章	節	(1)	1)	ア	募集要項(2024年4月1日公表)
32	21	第2章	第5節	2.				2.選考委員会の設置 (前略)選考委員会は、事業者選定基準や募集要項等事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、応募者から提出された提案の審査を行う。(後略)	31	第6章	第1節				第1節町田市(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業候補者選考委員会 (前略)選考委員会は、事業者選定基準等の検討を行うとともに、応募者から提出された提案の審査を行う。(後略)
33	14	第2章	第2節	3.				3.優先交渉権者及び次点候補者の決定並びに審査結果の公表 市は、選考委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点候補者を決定し、優先交渉権者及び次点候補者の代表企業に通知する。 審査の結果及び評価は、市ホームページにおいて公表する。	32	第6章	第3節	(2)			(2)優先交渉権者決定通知及び審査結果の公表 優先交渉権者決定後、速やかに全ての応募者の代表企業に対して通知するとともに、審査結果を市ホームページにおいて公表する。
34	15	第2章	第2節	4.	(3)			(3)民間収益事業に係る基本協定 市と優先交渉権者は、事業者が民間収益事業を実施するに当たり必要な基本的事項を定めた民間収益事業に係る基本協定を締結する。	35	第8章	第1節	(2)	1), 2)		(2)民間収益事業に係る基本協定 1)対象者 SPC、代表企業又は民間収益事業を行う者 2)概要 SPC、代表企業又は民間収益事業を行う者と市は、民間収益事業に係る基本協定について、事業契約の締結に関する基本協定の締結後速やかに合意する。(後略)
35	15	第2章	第2節	4.	(4)			(4)事業用定期借地権設定契約 市は、民間施設等の建設工事着工までに、SPCとの間で、民間収益事業に係る基本協定の定めるところにより、事業用定期借地権設定契約(借地借家法(平成3年法律第90号第23条)を締結する。	36	第8章	第1節	(4)	1)		(4)事業用定期借地権設定契約 1)対象者 SPC、代表企業又は民間収益事業を行う者 (後略)